

議案第148号

宝塚市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市職員定数条例新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、<u>農業委員会、公平委員会</u>、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関、消防本部、上下水道事業及び病院事業の事務部局に<u>常時勤務する一般職に属する地方公務員(臨時的に雇用される者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 <u>職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,138人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>9人</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>農業委員会の事務部局の職員 5人</u></p> <p>(6) <u>公平委員会の事務部局の職員 7人</u></p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関の職員 <u>400人</u></p> <p>(8) 消防本部及び消防署の職員 <u>230人</u></p> <p>(9) <u>上下水道事業の事務部局の職員 155人</u></p> <p>(10) 略</p> | <p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、<u>公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関、消防本部、上下水道事業及び病院事業の事務部局に属する常時勤務する一般職に属する地方公務員(臨時的に雇用される者を除く。以下「常時勤務職員」という。)</u>及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める地方公務員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 <u>職員の定数は、常時勤務職員数と再任用短時間勤務職員数の合計とし、次に掲げるとおりとする。ただし、再任用短時間勤務職員数は、再任用短時間勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間を各号ごとに合計した数を常時勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)とする。</u></p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,065人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>10人</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>公平委員会の事務部局の職員 7人</u></p> <p>(6) <u>農業委員会の事務部局の職員 5人</u></p> <p>(7) <u>固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 7人</u></p> <p>(8) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関の職員 <u>295人</u></p> <p>(9) 消防本部及び消防署の職員 <u>260人</u></p> <p>(10) <u>上下水道事業の事務部局の職員 140人</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(定数外職員)</p> <p>第3条 <u>次に掲げる職員は、前条に規定する定数に含まないものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項(同法第292条において準</u></p> |

用する場合を含む。)の規定により派遣されている職員

(2) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされている職員

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(4) 宝塚市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年条例第7号)第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

(5) 宝塚市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年条例第43号)第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

(6) 宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第11号)第2条第1項の規定により派遣されている職員

2 前項各号に掲げる職員がその職務に復帰した場合におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、前条に規定する定数に含まないものとする。

(職員の定数の配分)

第4条 第2条各号に掲げる職員の定数の当該部分の配分は、それぞれその任命権者においてこれを定めるものとする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条各号に掲げる職員の定数の当該部分の配分は、それぞれその任命権者においてこれを定めるものとする。